

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	医療福祉事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は、医療福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

古河市長

## 公表日

令和5年11月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う
③システムの名称	医療福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱、番号法第9条第2項、古河市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、古河市医療福祉費支給に関する条例、古河市医療費助成に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則  <情報提供の根拠> 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 健康推進部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月8日	3.個人番号の利用	茨城県医療福祉対策要綱	茨城県医療福祉対策要綱、番号法第9条第2項、古河市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、古河市医療福祉費支給に関する条例、古河市医療費助成に関する条例	事後	
平成28年1月8日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 森 良明	国保年金課長 赤澤 英夫	事後	
平成28年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成27年12月31日 時点	事後	
平成28年1月8日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 国保年金課	生活安全部 国保年金課		
平成28年1月8日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 赤澤 英夫	国保年金課長 青木 秀夫		
平成28年1月8日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古河市 健康福祉部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	古河市 生活安全部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111		
平成29年6月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 青木 秀夫	国保年金課長 高橋 和子	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つの時点の計数か	平成27年12月31日	平成29年5月1日	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つの時点の計数か	平成27年12月31日	平成29年5月1日	事後	
平成29年6月1日	公表日	平成27年3月31日	平成29年6月1日		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つの時点の計数か	平成29年5月1日	令和1年5月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つの時点の計数か	平成29年5月1日	令和1年5月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成29年6月1日	令和1年6月28日		
令和2年6月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定し受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	事後	
令和2年6月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同上第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	〈情報照会の根拠〉 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則  〈情報提供の根拠〉 提供なし	事後	
令和2年6月30日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	生活安全部 国保年金課	健康推進部 国保年金課	事後	
令和2年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古河市 生活安全部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	古河市 健康推進部 国保年金課 茨城県古河市長谷町38番18号 電話0280-22-5111	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つの時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年6月1日	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つの時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年6月1日	事後	
令和2年6月30日	Ⅳリスク対策6. 情報提供ネットワークとの接続	[ ]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	記載誤りのため
令和2年6月30日	Ⅳリスク対策6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	記載削除	事後	記載誤りのため
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月1日	公表日	令和2年6月30日	令和3年7月1日		
令和3年9月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法)第19条第8号	(番号法)第19条第9号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和4年9月12日	I 関連情報3. 個人番号の利用	茨城県医療福祉対策要綱、番号法第9条第2項、古河市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、古河市医療福祉費支給に関する条例、古河市医療費助成に関する条例	茨城県医療福祉対策要綱、番号法第9条第2項、古河市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、古河市医療福祉費支給に関する条例、古河市医療費助成に関する条例	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 1つ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 1つ時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	